

●香川県告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和6年3月15日

香川県知事 池 田 豊 人

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和6年1月31日	医療法人社団 細川整形外科医院	観音寺市植田町西下1803番地3
令和6年2月29日	コトブキ調剤薬局	善通寺市善通寺町四丁目7番25号